

企 画 総 務 委 員 会 記 録

1 日 時 平成30年12月14日(金)
午前10時00分 開会
午前10時49分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 田 窪 秀 道 副委員長 三 浦 康 司
委 員 神 野 恭 多 委 員 太 田 嘉 一
委 員 高 塚 広 義 委 員 藤 田 豊 治
委 員 加 藤 喜 三 男

4 欠 席 委 員 な し

5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則

・企画部

部長 原 一 之 総括次長(地方創生推進監) 佐 薙 博 幸

次長(総合政策課長) 亀 井 利 行 次長(財政課長) 河 端 晋 治

財政課主幹 久 枝 庄 三

・総務部

部長 多 田 羅 弘 総括次長(総務課長) 眞 鍋 育 朗

次長(税務長、資産税課長) 伊 藤 繁 次 郎 次長(人事課長) 神 野 賢 二

人事課主幹 竹 林 栄 一

・経済部

産業振興課長 高 本 光

・選挙管理委員会事務局

事務局長 山 内 嘉 樹

6 委員外議員 岡 崎 溥

7 議会事務局職員出席者

議事課長 飯 尾 誠 二 係長 美 濃 有 紀

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

◎総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第 88号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

○伊藤総務部次長（税務長・資産税課長）：説明

< 質 疑 >

●神野委員：新居浜市地方活力向上地域はどこを指すか。

○高本産業振興課長：国で要件等が定められており、一定の産業集積が形成されている、本社機能等を有する事業所が主に所在している地域などということであり、具体的には、地番指定のため町名とは完全には一致しないが、黒島、多喜浜、垣生の工業団地、旧市内の菊本町から磯浦町に至る工業地域、王子町、今回分譲した観音原町の工業用地、えひめ東予産業創造センターを指定している。地域については県と協議し、随時変更等も可能であるため、今後、企業の新居浜市への移転等の話があれば、個々に検討する。

●神野委員：固定資産税の課税免除は、今回の制度の方が有利ではあるがすでによく似たメニューがあると思う。それは今後どうするのか。

○高本産業振興課長：企業立地奨励金は主に工場が対象となっているが、今回の対象は本社機能であり、総務、企画、財務の部門や研修所、研究所などその企業にとって非常に重要な位置づけのものということで、対象が全く重なるというわけではない。また、要件等についても、企業立地奨励金の方は、大企業の場合は5億円以上などの投資が必要だが、今回の制度では大企業が3,800万円以上、中小企業が1,900万円以上で、違いがある。

●神野委員：業種の制限はあるのか。

○高本産業振興課長：企業立地奨励金では業種の指定があるが、こちらには制限はない。

●高塚委員：今までにこの制度に該当するものはあったのか。

○高本産業振興課長：この制度には2つの種類があり、一つは移転型で、東京23区から新居浜市への移転である。もう一つが拡充型で、例えば大阪、広島、松山など東京23区以外から新居浜への移転、また、一定の要件がある本社の建てかえをして拡充する場合は市内でも対象となる。過去5年間では、本社の建てかえで企業立地奨励金を交付していたもので対象となるものが1件あった。市外からの移転は該当がない。

●高塚委員：住友企業の研究所の増設や市内への移転も対象になるのか。

○高本産業振興課長：住友企業の研究所は市内にもあるが、大阪など近郊にもある。そういったものが新居浜市に移転すれば、対象となる可能性が高いため、一つのターゲットと考えている。

●加藤委員：今度観音原に企業が来る。他にも企業が来るときに、この制度を適用する方がいい場合は、経済部から制度の利用を促すアプローチをするのか。

○高本産業振興課長：制度が創設されれば、広報していきたい。この制度を適用するには、県に申請し、県の認定が必要となる。県とも連携し、制度の周知を図りたい。

●加藤委員：今度観音原に来る企業は、該当するのか。該当するなら、もっと力を入れてもらわないといけない。企業立地奨励金に加えてこの制度が適用されるのであれば、企業としてもメリットがあるので、うまく利用してはどうか。

○高本産業振興課長：今回立地するのは主に工場であり、工場は対象とならない。ただ、按分にはな

るが、事務所の部分で総務などの部門があれば該当する可能性がある。ただし、着工前に県への申請等が必要であり、企業とも話をする中で制度についても十分説明し、制度に乗るようであれば適用に向けて対応したい。

●加藤委員：市外にある本社を新居浜市に持ってこようというくらいのアプローチがないと、企業はそうしようとはしない。こういう制度がある、こういうメリットがあるということでかなりアプローチしないと、そのままになってしまう。尚一層アプローチしてほしいと思うがどうか。

○高本産業振興課長：今回の分譲予定の事業所は四国中央市に本店がある。実際に何回か話したが、ぜひ新居浜市に本社を移してほしいということと、この制度についても十分説明し、新居浜市に移転してもらいたいことを伝えたい。

●三浦委員：本社機能の建屋の面積基準はあるのか。

○高本産業振興課長：面積の要件はない。ただ、県に提出する計画では、従業員が5人以上ふえることなどが要件であり、移転だけでなく事業の拡大の要素が必要である。

●三浦委員：指定された地域内には移転する面積が十分あるのか。

○高本産業振興課長：工業用地は不足していると認識している。本社機能であるため、工場ほどは広い用地がいらぬということもあり、この制度を創設したい。また、指定地域については変更が可能であるため、指定地域外で具体的な話があれば、変更も含めて検討したい。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時18分／再開 午前10時18分

【一括議題】議案第95号、議案第96号（人事院勧告関連条例議案）

◇議案第 95号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◇議案第 96号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○神野総務部次長（人事課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時26分／再開 午前10時27分

◎予算議案（企画部その他関係者）

◇議案第 93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○河端企画部次長（財政課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時38分／再開 午前10時40分

【一括議題】議案第97号～議案第102号（人事院勧告関連等予算議案）

◇議案第 97号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

◇議案第 98号 平成30年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第2号）

◇議案第 99号 平成30年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

◇議案第100号 平成30年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◇議案第101号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

◇議案第102号 平成30年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○河端企画部次長（財政課長）：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前10時43分／再開 午前10時44分

◎選挙管理委員会関係

◇議案第 87号 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○山内選挙管理委員会事務局長：説明

< 質 疑 >

●藤田委員：ビラをつくる時期の指定はあるのか。証紙の貼付の義務はあるのか。

○山内選挙管理委員会事務局長：時期の指定はない。また、証紙の貼付については、選挙管理委員会が交付するものを貼付しなければならない。

●三浦委員：ポスティングや電柱に張ったりはできないのか。

○山内選挙管理委員会事務局長：頒布方法についても規定があり、新聞折り込みによる方法、選挙事務所内、個人演説会場内、街頭演説の場所での頒布の4種類である。

●高塚委員：大きさや種類はどうか。

○山内選挙管理委員会事務局長：種類は2種類以内、枚数は4千枚以内、サイズは29.7センチメートル掛ける21センチメートルのいわゆるA4サイズであり、両面印刷、カラー印刷も可能である。ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名、住所を記載することとなっている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前 10時49分 閉会

企画総務委員会付託案件表

平成30年12月14日

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第 88号 新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

議案第 95号 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 96号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第 93号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳入 全部 2・14~20

第4表 地方債補正 変更 7

議案第 97号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

. 1~4・22~52

議案第 98号 平成30年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第2号）

. 5~7・66~69

議案第 99号 平成30年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

. 8~10・70~76

議案第100号 平成30年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

. 11~13・77~80

議案第101号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

. 14~16・82~93

議案第102号 平成30年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

. 17~19・94~97

○選挙管理委員会関係（選挙管理委員会その他関係者）

議案第 87号 新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について